**農用地区域除外申出書**

記載例

令和　　年　　月　　日

（あて先）韮崎市長

〈申出者〉

**これは「参考」です。個々の案件に沿った内容を具体的に詳しく記載してください。**

〒：407-0055

住　所：韮崎市清哲町青木○○○○番地

　：

（電話番号　0551－22－1111）

＜代理人＞

氏　　名：

電話番号：

韮崎農業振興地域整備計画で設定された農用地区域内の土地について、次のとおり農地転用を行いたいので、農用地区域からの除外を申し出ます。

なお、今回の除外申出は、農地転用事業の必要性から行いますので、予定する農地転用事業が実施できない場合、農用地区域へ編入されても異議ありません。

１　除外申出地

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在地 | 登記地目 | 登記地積 | 除外予定面積 | 土地基盤整備事業実施状況 |
| 現況地目 |
| 清哲町青木字南田○○○番１ | 田 | ４００㎡ | ４００㎡ | 有・無 |
| 畑 |
| 清哲町青木字南田○○○番2 | 田 | ３６０㎡ | ６０㎡ | 有・無 |
| 田 |
|  |  | ㎡ | ㎡ | 有・無 |
|  |
|  |  | ㎡ | ㎡ | 有・無 |
|  |
| 合　計 | | ７６０㎡ | ４６０㎡ |  |

（注）上記に記載しきれない場合は、別紙に記載

２　農用地区域への編入の同意

私は、この申出地が除外になった後、除外決定日の翌日から３年以内に本申出書の事業計画のとおり農地転用が完了できない場合、当該農地を農用地区域に再編入することに同意します。

住　所　韮崎市清哲町青木○○○○番地

氏　名　韮崎　農務

３　除外理由

目的及び必要性：（次男の住宅建設）私の次男は、現在韮崎市において家族4人でアパート暮らしをしておりますが、子供の成長に伴いアパートでの生活が手狭になっております。孫が再来年には小学校に入学するので、この機会に住居を新築したいと考えております。また、私は農業をしていますが、高齢となり農作業が難しくなってきております。ついては、今後次男が住居を構えた後には、農業後継者として農業経営を継いでもらう予定であります。

事業の緊急性：孫が小学校に入学する前に、私が居住する近隣に新居を構え孫の教育環境を整えると共に、安定した生活環境を整えたいと計画しました。建設予定の住宅については、既に施行業者を選定済であり、資金計画についても目途がついておりますので、農振除外決定後1年以内には着工します。

代替可能地がない理由：現在私の所有地には、住宅建設が可能な宅地や農振が除外されている土地が無く、今回農振除外の申出をする農地以外は、全て集団的な農地の一角にあることから住宅建設に適した土地がありません。また、申出地周辺で農用地区域以外の土地を探したが、土地の所有者が今後利用する計画があるなど、所有者の承諾が得られず譲り受けることができなかった。

４　除外申出後の予定（転用予定）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 転用事業者  （転用予定者） | 氏名 | 韮崎　二郎 | 申出者との関係 | 申出者の次男 |
| 住所 | 韮崎市水神1丁目3番1号　役所アパート201号 | | |
| （電話：0551-22-1234 ） | | |
| 転用時期 | 除外決定後1年以内　等 | | | |

５　申出者及び転用事業者の土地所有状況（当該申出地を含む。）　　　　　　　　　（㎡）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 農地 |  | 宅地 | 雑種地 | 山林 | 原野 | その他 | 計 |
| うち農用地区域 |
| 申　出　者 | 5,000 | 5,000 | 600 | 300 | 0 | 150 | 0 | 6,050 |
| 転用事業者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

６　添付書類

（１）対象土地の全部事項証明書（３か月以内のもの）【法務局】

（２）地籍図（３か月以内のもの）【法務局】

（３）土地所有者・転用予定者の名寄帳の写し【韮崎市税務収納課】

（４）事業計画書（事業系のみ）

（５）位置図（土地の場所を示す図（住宅地図等））

（６）土地利用計画図（平面図・立面図等の計画を示す図）

（７）土地選定理由書（事業予定者が申出地を選定した理由）

（８）必要面積検討表（駐車場・資材置場等へ転用予定の場合）

（９）土地改良区等の意見書（土地改良受益地の場合）

（10）編入申出書（農振除外地を所有している場合）

（11）相続人代表者指定届、承諾書（未相続の場合）

（12）その他（上記記載内容を補足する資料を必要に応じて添付）